

子 幼 第 1 5 2 号
平成 2 9 年 6 月 1 4 日

京都市崇仁保育所育成会 御中

京 都 市 長
担当 子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

2017年度移管先選定部会についての質問と申し入れについて（回答）

日頃は、本市保育行政に御理解と御協力を賜りまして、ありがとうございます。

平成29年5月16日付けで京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会委員及び選定部会事務局に提出いただきました標記の件については、平成29年5月23日付け子幼第120号において回答したとおり、慎重に検討及び協議を行ったうえでなければ、貴会に回答することはできないとお伝えしたところです。

今回、平成29年6月1日付けで貴会から提出いただきました「5月23日付「回答」への抗議と再度の申し入れ」を基に、以下のとおり回答いたします。

記

市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）開催の広報については、事務局としても、可能な限り早めに広報を行い、皆様にお知らせすべきものであると考えております。平成29年度第1回選定部会の広報は、日程調整等事務手続きの関係上、やむを得ず開催5日前となりましたが、今後は、可能な限り早めに広報を行うよう努めてまいります。

また、保護者の方の傍聴につきまして、これまで託児の案内をしておりませんでした。今後開催する選定部会のうち、傍聴が可能な部会については、可能な限り託児サービスを提供してまいります。ただし、事前に保育士や会場の手配が必要となることから、事前の申込を条件とさせていただきます。

なお、事前の申込を受け付けた場合であっても、当日の傍聴希望者が定員を上回り、抽選となった場合は、当選した場合に限り託児サービスを提供いたしますので御了承いただきますようお願いいたします。

今回の回答につきましては、平成29年5月16日付けで貴会と市営保育所保護者会連絡会との連名により提出いただいた質問と申し入れについて、貴会に

対して回答するものとなります。

当初、回答に当たり、市営保育所保護者会連絡会の規約の提出をお願いしておりましたが、提出がないことから、検討及び協議ができない状況となっております。

しかしながら、今回、貴会から単独で再度の申入れがあったことから、検討及び協議を行った結果、貴会に対してのみ回答することとしたものです。